

仕様書（案）

1 業務名称

令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務

2 業務期間

契約締結の日から令和元年12月27日まで

3 目的

国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）において、訪日外国人旅行者数の目標を、2020年で4,000万人、2030年で6,000万人と設定し、「観光先進国」を目指す中、2018年には3,000万人を突破し、過去最高を記録した。また、2018年の訪日外国人旅行消費額についても、過去最高の4兆5,064億円と推計されている。

また、国の調査によると、訪日外国人旅行者の旅行動態は変化しており、団体旅行（パッケージツアー）から個人旅行（FIT）に移行しつつあることや、インターネットによる情報収集の増加、モノ消費からコト消費への移行といった状況が顕在化している。

上述の変化に対応すべく、佐賀市においても、海外市場に影響力のあるインフルエンサーを招請し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）やブログ等を通じて、情報発信を行うことにより、佐賀市の観光認知度の向上を図ることを目的とする。

併せて、外国人観光客目線による市内観光資源等への意見を聴取し、今後の商品開発やサービス・おもてなし環境向上の検討材料とすることを目的とする。

4 目標

- ターゲット市場に対して、効果的に訴求できる SNS やブログ等を通じて、具体的かつきめ細やかな情報発信を行う。
- 周遊コースや観光資源に関する外国人観光客目線の意見を把握する。

5 ターゲット

台湾及び韓国市場とする。

6 内容

(1) 周遊コースの企画

- ターゲット市場の特徴を踏まえて、本市が有する観光 PR 動画及び特設ウェブサイト※に掲載している観光コンテンツを中心に、観光周遊コースを企画すること。な

- お、周遊コースのイメージは、本市が有する観光 PR 動画に沿うものとする。
- 将来の旅行商品造成やメディアによる効果的な記事の発信につながるよう、佐賀市の歴史・文化、自然や施設等を組み合わせること。
 - 周遊コースは、「熱気球」「サイクリング」「温泉」「歴史」をテーマとし2つ以上企画すること。これらのテーマを組み合わせると1つのコースとすることも認める。なお、1コースあたり2泊3日程度を目安とする。
 - 周遊コースの企画にあたっては、佐賀市及び招請するインフルエンサーと十分協議しながら進めること。

※本市が有する観光 PR 動画及び特設ウェブサイト

《Surf Slow SAGA, Japan 4K (Ultra HD) - 佐賀市》

<https://www.youtube.com/watch?v=aVMBcNUqY04>

《Feel & Impression SAGA, Japan 4K (UltraHD) - 佐賀市 -》

<https://www.youtube.com/watch?v=mQ77FJhhgQw>

《特設ウェブサイト》

<https://surfslow-saga.com/>

(2) インフルエンサーの招請及び情報発信

ターゲット市場に影響力のあるインフルエンサーを招聘し、(1)で企画した周遊コースを案内すること。また、SNS等に佐賀市内の観光素材や特産品等の記事を掲載すること。

①招請人数

ターゲット市場において合計3人以上とする。なお、被招請者自身の有するメディア（SNSやブログ等）を通じて、ターゲット市場への情報発信力が期待できる者であること。

②実施時期

佐賀市と協議の上決定すること。

③実施回数

2回以上（1回あたり2泊3日程度）とする。

④目標数

投稿数合計30件以上またはエンゲージメント数※20,000件以上とする。

滞在中及び帰国後に投稿すること。

なお、SNS等での発信にあたっては、ハッシュタグ「#SAGA_CITY」を付与し、かつ、前述の「本市が有する観光 PR 動画及び特設ウェブサイト」への誘導を図るものとする。

※「いいね」やコメント、シェアなどの合計数とする。

⑤レポートの作成

佐賀市内のどの観光資源が、どのような層に響くのか効果分析を行い、後述する報告書にまとめること。

⑥その他、以下の点に留意すること。

- ・招請の準備及び実施に係る被招請者との連絡・調整を行うこと
- ・招請に係る全ての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと
- ・通訳の手配を行うこと
- ・招請にかかる全行程を記録すること

(3) インフルエンサーに対する佐賀市観光に関するヒアリング

招請中及び招請後に、インフルエンサーに対して周遊コースに関する意見をヒアリングし、外国人観光客目線からの課題発見及び分析を行うこと。

なお、周遊コースの訪問先ごとに課題の整理を行うこととし、課題及び分析結果については、後述する報告書にまとめること。

(4) 報告書の作成

(1)、(2)及び(3)の内容をまとめた報告書を作成すること。なお、作成にあたっては、事前に設定した仮説に対してどのような結果が生じたのか、という視点を踏まえること。

7 成果品

(1) 成果品の内容

報告書 1部

(2) 成果品の提出先

佐賀市 経済部 観光振興課 観光・コンベンション推進室

8 その他

(1) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、佐賀市に帰属する。

(3) 成果品については、原則として佐賀市の事務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、佐賀市自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること

又は佐賀市が委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ佐賀市と協議のうえ処理するものとする。